

香川県消費者セミナー

川岡地区 土居 幸子

- テーマ：18歳の若者をおとなとして社会に迎えるために ～法律の課題と社会の役割～
- 講師：京都産業大学法学部教授・弁護士 坂東 俊矢 氏
- 日時：令和4年12月7日(土)14時～15時半
- 場所：県庁本館12階 第1・2会議室

2022年4月1日、成年年齢が18歳になりました。
成年年齢が20歳から18歳になることで変わることと変わらないことは何かなど、教えていただきました。

- 18歳に変わるもの
親の同意なく自分で契約を締結できる(民法4条)
親が契約を取り消せない婚姻(民法731条)
性別変更の審判(性同一障害法)
- 飲酒、喫煙等は20歳が維持されます。

法律的には「未成年者取消権」が使えなくなることで「君も大人だから、相談せずに自分で判断しなければ」と言われて高額な消費者被害にあってしまう若者が増えているといえます。

最近のトラブルの増加傾向は美容医療サービスで、高額なものを勧められた・クーリングオフにに応じてもらえないなど10～20歳代が多いようです。

トラブルに遭わないために、その場で契約しない・お金が無いなら契約しないことです。一人で契約できる反面、原則として一方的にやめることはできません。

18歳で大人の入り口に立つ若者を考えると、大人になるために必要な「教育」を適切な時期に行うことが重要になります。

- ①消費者として「大人」になること
- ②働くことについて「大人」になること
- ③情報社会に飲み込まれず、適切に利用できる「大人」になること
- ④政治に参加する権利を適切に使える「大人」になること
- ⑤人を思いやり、愛し、家族を持つことを考えられる「大人」になること

若者はどんな「大人」になりたいのでしょうか。困ったことを言えるように、相談できる人や場所があるように身近に素敵な大人を見つけて欲しいと思います。

私たち周りの大人は若者を否定せず理解して、大人とはどういうものであるか、一人ひとりが考えていくこと、正解は無いので 今、それが大事と思う と閉じられました。



消費生活講座の受講

6月8日(水)、香川県消費生活センター相談員の羽佐古氏を講師として、最近のトラブル事例である「定期購入」や「リボ払い」について、さらに「クーリング・オフ」について詳しく学習しました。地域や身近な人への注意喚起に役立てていきたいと思ひます。

上勝町ゼロ・ウェイストセンター見学

令和5年2月25日(土)、「ゼロ・ウェイスト(廃棄物ゼロ)宣言」をした徳島県勝浦郡の上勝町ゼロ・ウェイストセンターに行きました。元々、大規模なごみ処理施設を持たなかった上勝町は、ごみ自体を出さない社会を目指しており、今ではリサイクル率80%を超えているそうです。その理由は、

- ①生ごみ→コンポストを利用し、各家庭で堆肥化
- ②瓶や缶、紙等の資源ごみ→各家庭がごみステーションに持込み、45種類以上に分別
- ③まだ使える食器や衣類、玩具等→併設している「くるくるショップ」で、いわゆる物々交換に

また、ごみステーションまで持ち込むことが困難な高齢者世帯等には、2か月に1度、民生委員が回収に行くという仕組みができていました。

高松市全体で上勝町の真似をすることは、とても現実的ではないけれど、各家庭でのコンポストの利用や、リサイクルショップへの持込等、私たち一人一人ができる範囲で環境に配慮した消費生活を送るといった、契機作りをする活動を続けていきたいと思ひました。

(高松市消費者団体連絡協議会事務局)



分別ごみステーション



空き瓶ジャンテリア